

令和8年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和8年6月5日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（委員15名） 井上 隆夫、亀井 暁子、木村 浩之、小南 陽亮、五明 玲子、近藤 多美子、齋藤 寛、塩沢 秀明、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、宮崎 智宏、望月 鉄彦、山本 早苗 事務局（県側出席者）（16名） 杉本くらし・環境部長、山下くらし・環境部長代理兼LGX推進官、望月くらし・環境部理事（水資源担当）、伏見くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）、西室くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）、大川井くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長、清水環境局長兼部参事（渉外調整担当）、今井環境局参事、瀧環境政策課長、寺澤自然保護課長、大川鳥獣捕獲管理室長、本間富士山・南アルプス保全室長、緒方廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岡村盛土対策課長、丸尾衛生課長
議 題	1 諮問事項 ・狩猟銃捕獲禁止区域の指定 ・第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定 2 報告事項 ・水源保全地域の指定区域の変更 ・温泉部会審議結果
配布資料	・令和8年度第1回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 - 狩猟銃捕獲禁止区域の指定 【資料1-1, 2, 3】 - 第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定 【資料2-1, 2】 ・報告事項 - 水源保全地域の指定区域の変更 【資料3】 - 温泉部会審議結果 【資料4】

1 議事

(1) 諮問事項

- ・狩猟銃捕獲禁止区域の指定
- ・第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定

(2) 報告事項

- ・水源保全地域の指定区域の変更
- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 15 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 審議事項

（会長）

皆さんこんにちは。本年度から委員になられた方を加えて審議会を進めたいと思います。活発な意見や質問をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いします。

本日は諮問事項が 2 件あります。

まず、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」につきまして、自然保護課長から説明をお願いします。

（自然保護課長）

自然保護課長でございます。「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」につきまして、ご説明させていただきます。資料 1、説明はスライドでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

初めに「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要」、次に諮問事項の「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」、最後に「今後のスケジュール」について、ご説明いたします。

県内における鳥獣保護区等の設置状況とその概要です。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図る区域として 105 か所、特別保護地区 4 か所を設置し、区域内では狩猟は禁止となっています。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲の両立を図る区域として 4 か所設置し、加害獣としてイノシシ・ニホンジカの狩猟を認めています。今回は、そのうち 3 か所の再指定についてお諮りするものです。

そのほか、銃による捕獲を禁止する特定猟具使用禁止区域 105 か所、鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域 1 か所を設置しています。

鳥獣保護区等の種類ごとに、目的や指定期間などをまとめた表になります。赤枠内が鳥獣保護区等、着色してあるのが今回諮問する狩猟鳥獣捕獲禁止区域になります。

指定期間については、鳥獣保護区が原則 10 年なのに対し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は 3 年となっています。

鳥獣保護区では狩猟が禁止され、狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、イノシシなど指定した鳥獣以外の狩猟が禁止されますが、農林業に被害を与える鳥獣を捕獲する有害捕獲や、個体数の管理のために行う管理捕獲は区域内でも実施できます。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定効果として、鳥獣保護区の指定目的である鳥獣の保護や静穏な環境の維持に加え、農林業に被害を与える鳥獣の狩猟による捕獲が可能となり、鳥獣の保護とイノシ

シ・ニホンジカ対策の両立を図ることができます。このため、今回は、鳥獣の保護と狩猟による獣害の抑制を図るため、加害獣の狩猟を認める狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定についてお諮りします。

次に、諮問事項の「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」についてです。

今回お諮りする3地区については、もともとは鳥獣保護区に指定していましたが、農作物の獣害が多かったことから、イノシシ・ニホンジカの狩猟を可能とする狩猟鳥獣捕獲禁止区域に、東山口と西方は平成23年から、小笠山は令和2年に指定替えしました。今回、いずれも今年の10月末で指定期間が終了することから、継続して令和8年11月1日から令和11年10月31日までの3年間の再指定をお諮りするものです。

東山口と西方の概要となります。

東山口は、掛川市東部に位置し、区域面積1,350ha。西方は、菊川市北西部に位置し、区域面積193haであり、両地区は隣接しています。

赤い線で囲まれたところが東山口、黄色の線が西方の区域で、両区域は隣接し、間には里山があり、周囲には森林、耕作地が広がっています。また、東山口の南部にはつま恋リゾートがあります。指定の経緯です。

イノシシなどによる農作物の被害を抑制するため、平成23年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定を変え、3年ごと再指定していますが、地域住民からは、依然としてイノシシとニホンジカによる被害が多く、このまま狩猟による捕獲を継続したいと再指定の要望が上がっています。

農業被害を与えるイノシシの有害捕獲による捕獲数ですが、それぞれ年間50頭、40頭程度で横ばいで推移しており、依然として被害は減少していない状況です。

現地の状況ですが、イノシシによる農作物の被害が確認できます。区域内の里山に生息するイノシシが隣接する田畑に出没するため、電気柵の設置等の獣害対策が実施されています。

次に、小笠山の概要となります。

袋井市東部に位置し、区域面積888haになります。

緑の線で囲まれたところが小笠山の区域であり、周囲には森林や耕作地が広がっており、北部には小笠山運動公園（エコパ）があります。

指定の経緯です。

東山口、西方と同様に、令和2年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定を変え、令和5年に再指定していますが、依然としてイノシシとニホンジカによる被害が多く、再指定の要望が上がっています。

農業被害を与えるイノシシの有害捕獲による捕獲数ですが、年間10頭前後で横ばいで推移しており、依然として被害は減少していない状況です。

現地の状況ですが、イノシシによる掘り起こしや農作物の食害等の被害が確認できます。3地区の主な被害作物は、お茶、柑橘類、タケノコ、芋類、野菜などです。

最後に、「今後のスケジュール」についてご説明します。

本日、本審議会に諮問させていただきましたので、諮問事項について、7月の鳥獣保護部会での審議を経て、9月に答申をいただいた上で、環境大臣への届出後、10月末までに県公報に告示を行い、11月1日のイノシシ・ニホンジカの狩猟開始日と合わせ、再指定の期間開始となります。

説明は以上となります。ご審議、よろしくお願いいたします。

（会長）

説明ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

それでは意見等ありましたらお願いします。

(委員)

よろしくお願いします。

まさしく地元の話なものですから、農業現場からということでお伝えをさせていただきたいと思っています。

イノシシは茶園がとても大好きで、有機栽培をやっている農園ほどひどい。ミミズを掘り返すのもいいんですけども、体がかゆいのには茶畑の枝がちょうどいいらしくて、縦に通らず、茶園を横切って茶園の中をごしごしして歩く。その結果、マダニが茶園に落ちるということで、マダニが怖いということをよく農家の皆さんがおっしゃっています。

ですので、イノシシはいろんな被害をもたらす。それから掘り返してあるので、農作業中にその掘り返してあるところで足を踏み外して、機械を使っておりますので、その機械の操作を誤ってけがをするという農作業の事故も起きております。

そうということで、この茶園に対するもの。もちろんイノシシの被害がありますが、昨今お茶の事情で新しい品種に植え替えるところが増えております。そうすると、植え替えたばかりの若い芽が全部シカに食べられてしまうというような被害も出ておりますので、ぜひこの地域につきましては、茶業振興という意味からも、今までどおり鳥獣駆除というか、害獣の捕獲についてはそのまま延長していただきたいというのが私の意見です。よろしくお願いします。

(会長)

これは意見ということで。

(委員)

はい。

(会長)

何かありますか。

(自然保護課長)

現場の貴重な声を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

続けて指定をしていくということに対して、有効性と必要性をご説明いただいたなと思っております。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員)

今回の指定の継続に関しましては、全く私も異論ございません。

1点教えていただきたいことがございまして、それは、例えば今回の資料ですと、イノシシ有害捕獲数というのが資料として出ております。例えば小笠山の場合ですと、令和2年度から指定の変更を受けているわけなんですけれども、このときの頭数は40頭。それ以降は、9、10頭という形で横ばいで推移しております。

ということは、このまま指定を続けていったとして、もちろんそれによって得られるよい効果というのはあるんですが、被害が続く以上は、この指定以外に何らかの方法でケアをしていく必要があるのではないのかと感じるんですね。例えば狩猟者をより教育して数を増やしていくとか、農業の作物について指導をしてシカ害とかイノシシ害が少なくなるような方針に持っていくとか、県のほうとしては、この指定以外にどのようなことを施策としてお考えなのか。この点を少しお聞かせいただけないでしょうか。

(自然保護課長)

ありがとうございます。

このデータでお示ししたのは有害捕獲ということで、このほかに、本日ご説明した、この区域では狩猟が可能となるということで、狩猟のほうの数字もあると思いますので、その辺も部会のときまでには整理をしてお示ししたいというふうに考えております。

捕獲に関する考え方ですけれども、やはりご指摘のとおり担い手不足というところがあります。また高齢化も進んでいるということで、実際は、昨年度狩猟試験を受けられた方はこれまでで一番多いということで、受けてくださる、狩猟者になりたいと思っただき方は幸い若干増えている。若い方も興味を示していただいているというような状況ですが、狩猟、捕獲に関しては、やはり免許を取っただけでできるものではございませんので、猟友会の方々のご協力を得ながら技術のほうを上げていくということを考えていきたいと思ひますし、引き続き担い手の確保のほうについても取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

また、資料のほうでも若干説明したんですけれども、守るほうとしても、農家の方々に自らの農地を守っていただくということで、電気柵の設置なんかをやっていただいていると思ひます。これにつきましては、農業部局のほうが指導に当たっておりますので、そちらとも連携しながら、県としましては、農業部局と、このくらし・環境部の環境部局のほうが連携いたしまして被害対策の推進本部というものを立ち上げて、副知事を筆頭に対策のほうを毎年進めているというような状況です。既に農業部局とも連携しながら取り組んでおりますので、引き続き、対策ということでは、我々環境部局だけでは立ち行かないところもあるものですから、農業部局とも連携してやっていきたいと思ひております。ありがとうございます。

(委員)

こちらこそありがとうございました。

おっしゃるとおり、環境部局だけでは成立し得ない内容であると判断されます。農業部局等、部局間にわたった協力の下で、県民の皆様の被害を少なくするような施策をお願いしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。

ほかにごありますか。

では、ないようですので、この件につきましては、鳥獣保護に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

会場は異議なしですか。

オンラインの方は、ご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。

オンラインのほうも異議ないということで、このようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、「第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)の策定」につきまして、自然保護課長から説明をお願いします。

(自然保護課長)

続いて説明させていただきます。

ツキノワグマの第二種特定鳥獣管理計画の策定につきまして、ご説明させていただきます。

資料 2、説明はスライドにて行なわせていただきます。着座にて失礼いたします。

第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣保護管理法に基づき、生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、県知事が定めることとされております。本県におきましては、ニホンジカ、イノシシ、カモシカについて既に管理計画を策定していますが、このたび県内でも目撃が増加し、生息域の拡大が懸念されることから、ツキノワグマの管理計画を策定することとしました。

計画期間は令和 9 年 4 月から令和 14 年 3 月までの 5 年間となり、県内に生息するツキノワグマの科学的及び計画的な保護・管理により、分布域拡大の抑制、人身被害の防止、農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとのあつれきを軽減しつつ共存することを計画の目的とします。

計画では、まずツキノワグマに関する県内の状況とその評価を整理します。生息数は、令和 6 年度に初めて推計調査を実施し、県内全域の推計値の中央値で約 540 頭と推計しました。県内の 2 つの個体群、富士山麓周辺の富土地域と富士川以西の南アルプス地域の内訳は表のとおりとなります。目撃・出没の状況です。

令和 5 年度は全国的にクマの大量出没年となり、それ以降目撃数は高い水準で推移しています。本県においては、5 年度以降増加傾向にあり、7 年度は統計開始以降最多となる 200 件となりました。昨年末に、掛川市、菊川市の市街地での出没や、熱海市での錯誤捕獲が発生するなど、これまでは考えられなかったような地域での出没もありました。

捕獲の状況です。

本県では、過去の全国的な保護の流れの中で、平成 4 年度以降、狩猟は自粛してきました。南アルプス地域においては、造林木の樹皮がはがされる、いわゆる「クマ剥ぎ」という林業被害が発生しているため、被害防止のために許可捕獲を実施しているほか、市街地付近に出没し人的被害の発生のおそれなどがある場合には、事案ごとに許可捕獲を実施しており、近年は年間 30 頭前後が捕獲されています。

被害の状況です。

本県では、統計のある平成 17 年度以降、7 件の人身被害が発生しています。近年では、令和 3 年度に 2 件、4 年度に 1 件発生していますが、目撃が増加している 5 年度以降は幸い発生していません。本県で発生している人身被害は、いずれもクマの生息地域においてばったり遭遇したことにより発生したものであり、市街地では発生しておりません。ちなみに、負傷・軽傷のみで、死亡事故というものは発生しておりません。

次に、現状を踏まえて設定する 4 つの目標です。

「分布域拡大の抑制」「人の活動域における人身被害ゼロ」「個体群の安定的な維持」「農林業被害の軽減」の 4 つを掲げまして、目標達成に向けた方針や具体的な対策を計画でまとめていきます。

目標達成のための基本的な方針として、「順応的管理」「各保護管理ユニットでの個体群管理」「ゾーニング管理」の 3 つを定め、方針に沿って対策を検討し、進めていきます。

1 つ目の方針の「順応的管理」です。

令和 6 年度に設置した「保護・管理の在り方検討会」などで意見を伺いながら対策を検討し、計画を立て、管理を進めるに当たっては、モニタリングにより生息動向を把握し、施策が適切であるか評価・検証を行い、状況変化等により計画を見直していく PDCA サイクルに基づく順応的管理を行なっていきます。

2 つ目の方針、「各保護管理ユニットでの個体群管理」です。

従来の個体群は、富士川を境に西側を南アルプス地域、東側を富土地域としており、本計画では、

従来の個体群の区分を踏襲した2つの保護管理ユニットに加え、生息分布がない伊豆地域について、近年捕獲事案等が発生していることから、3つ目の保護管理ユニットに設定し、ユニットごとに個体群管理の方針を定めます。南アルプスと富士では個体群の安定的な維持と人とのあつれきの軽減を、伊豆では定着の防止を管理方針として、具体的な対策を検討し、実施します。

3つ目の方針、「ゾーニング管理」です。

自然環境や人の土地利用の状況を踏まえ、クマの生息環境の保全を図る「コア生息地」、人とクマとのあつれきを防止する「緩衝地域」、クマの侵入を排除する「排除地域」の3つのゾーン区分を設定し、ゾーンごとの管理対策を実施していきます。

また、「緩衝地域」のうち、「排除地域」に近く、クマの定着を防ぐ地域を「管理強化区域」に設定し、環境整備の強化や個体数の調整を目的とした捕獲の実施を検討します。

こちらがゾーニング管理のイメージになります。ゾーンごとに、個体群管理、捕獲、環境整備、被害防除の対策を整理しています。人の生活圏やその周辺では侵入個体を排除する捕獲対策が必要になりますが、放置果樹や生ごみなどの誘引物の管理や、クマが隠れることができるやぶの刈り払いなど、クマを寄せ付けない環境整備が重要になると考えています。

以上の基本的な方針に沿って管理対策を検討し、計画の策定を進めていきます。

最後に、計画策定までのスケジュールです。

本日、本審議会に諮問させていただきましたので、今後、7月から11月にかけて、鳥獣部会での2回の審議、関係機関等との調整を行い、具体的な対策を盛り込んだ計画案を作成します。計画案について、来年1月に開催予定の本審議会でご審議いただき、答申いただいた上で環境省へ報告し、3月に策定・公表を予定しています。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

（会長）

説明ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

質問をお願いします。

（委員）

本日この後に、第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラムということについてご報告があるかと思いますが、恐らく今回のツキノワグマに関しましては、そちらとも関連があるかと思ひまして、この場にてご質問させていただきたいと思ひます。

ツキノワグマによる人身被害等を短期目標でアクションプログラムに挙げていて、今回のこの議題もそれに関連するものと感じておりますが、関係機関との連携強化や、GPSセンサー、カメラ等を用いた生息域の調査ですね。そういったゾーニング管理等については、非常に重要かつ有効な方法であるということで、私は今回のこの案には賛成でございます。

一方、県民の皆様が非常に多く感じるのは、いかにクマとの遭遇自体を回避するのか。直接遭遇というものについては非常に危惧されているところだと思うんですね。今回のゾーニング管理以外に、こういった直接遭遇について、どのような形でアプローチしていくのかということについての県のご意見をお聞かせいただきたいということです。

予防的なアプローチという視点で、2点ほど教えていただきたいんですが、まず境界線における学習効果というのを試してみたらどうかということです。例えば、人間社会と山林との境界の獣道等に、カプサイシンだとか木酢液などの忌避剤を定期的に散布することで、クマに人里への接近が不快であるというような形で学習させることも、ゾーン管理以外で直接的な人との遭遇を避ける意

味で重要な方法かなというふうに考えられます。

また、近年のデータサイエンスの考え方もあるかと思うんですね。クマの出没予測というものが導入できないかというふうに思います。過去の出没状況や、季節、天候、気温などの環境要因と掛け合わせた予測モデルを構築することで、既に裾野市とか富士宮市などは、こういった情報、出没データをお持ちではないかなと思うんですね。そういった市町と連携して出没予報というようなものが発信できると、より実効性の高い被害防止につながるのではないのか、クマとの遭遇が避けられるのではないのか。このように考えるわけなんですけれども、こうした予防的・予測的なアプローチの導入の可能性について、少しご意見をお聞かせいただけないでしょうか。

(自然保護課長)

ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず、侵入してくるところの予防的措置になりますけれども、クマの場合、現状静岡県の場合は、ほとんど市街地に出てくるというような状況がありませんので、決まって出てくるような、市街地に通じるといいますか、人里に通じる獣道みたいなものがあって、そこに繰り返し出没するというような状況であれば、ご指摘のような忌避剤みたいなものをまくということで防げることもあるかもしれませんが、現状出てくるところがそれほど特定できていないということもございまして、場所の特定がまず難しいかなと。場所を特定しないで散布するということになると、限りなく範囲が広過ぎるかなという点。

あともう1点ですけれども、この方法によった場合に、クマが嫌がるものが人も嫌がるような臭いだとすると、ちょっと地元の方々との調整みたいなものが必要になるかなと思います。

クマが人里に入らないようにするための対策につきましては、説明の中でも申し上げましたけれども、最近では里にある柿の木もあまり利用されずに、そのまま実が残っていると。そういったものがやっぱりおいしいものですから、クマがそれを食べるに寄ってくるということで人里への出没というものが起こります。なので、もし柿を食べられないようであれば、それを処分していただくとか、生ごみをクマが持っていかないようにしっかり処分していただくとか、そういった、クマをまず寄せ付けないという対策が第一かなと思っております。

さらに、クマは隠れられる場所に身を隠しながらやってくるものですから、やぶなんかが残っていたり耕作放棄地なんかはクマの隠れ家となるというような状況もありますので、まずその辺の環境整備。人とクマが接するような部分の、人の生活圏の近くにおける環境整備というものをやっていきたいと思います。

もし特定の場所があるようであれば、ご意見のようなものも有効であろうかなと思いますので、貴重なご意見ということで参考にさせていただければと思います。

もう1点、データサイエンス等の出没予測という話ですけれども、この辺についても、先ほどもお話ししたように、特定の場所への出没というのがあれば関連性なども考えられるかなと思います。

県のほうでは、市町から上げられる情報に基づきましてデータを収集しまして、目撃情報ということで集積しております。この辺を解析すれば、人里に近く、かつよく出ているというようなところをある程度絞ることはできると思いますので、その辺も参考にさせていただければと思います。ただ、季節、天候、気温等、そこまでの関連づけは現状としてはされていないものですから、今後参考にさせていただければと思います。

その他の科学的なものといえますか、先進的な技術を使ってという面で申しますと、県といたしましては、森林・林業研究センターで獣害等の研究をしております、その一環として、今年度から3年間、クマに関する研究というものを行なうことになりました。

その中で、生体のクマにGPS等を装着しまして、どうやって出てくるのかですとか、どうやって

逃げていくのかとか、そういったところのデータを集積すると。それをデータ化して活用するというようなことも研究対象となっておりますので、そういった研究成果も踏まえながら、今後予防的措置というものも考えていきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

(委員)

丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

優先順位として今回の策定が非常に有効であるというのは理解できましたので、どうもありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

意見も出尽くしたようですので、この件につきましては、鳥獣保護に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

会場は異議なしということで。

オンラインの方は、ご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。なしでいいですか。では、このように決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に報告事項に移ります。

本日は報告事項が2件あります。

「水源保全地域の指定区域の変更」につきまして、水資源課長から説明をお願いします。

(水資源課長)

「水源保全地域の指定区域の変更」につきまして、水循環保全部会の蔵治部会長に代わって報告いたします。着座にて失礼します。

お手元の資料3をご覧ください。

「水源保全地域の指定区域の変更」につきましては、1の(1)のとおり、令和6年6月に「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」の簡易事項に決定いただきまして、部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いを決定していただいているところでございます。

今年度は、令和8年5月8日に水循環保全部会を開催いたしました。関係機関への意見照会や公告・縦覧期間が終わりまして、意見の有無等を確認後に審議するという方針としまして、審議は書面にて令和8年5月27日に行いました。これに基づき、部会での審議結果を報告し、5月28日付けで本審議会から知事に答申をいただいております。

審議内容ですが、1の(2)にありますとおり、令和8年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに伴いまして、水源保全地域の指定区域を変更することについて諮問し、「そのとおり変更することが適当である」という結論をいただいております。

なお、2の「スケジュール」にもございますが、関係機関への意見照会、公告・縦覧等の手続を経て、6月1日に区域が変更されたことを申し添えます。

水循環保全部会からの報告は以上でございます。

(会長)

説明ありがとうございました。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順

番に指名します。特にないですね。

報告事項ですので、特に質問はないということで次に進ませていただきます。

続きまして、「温泉部会審議結果」について報告を求めます。衛生課長、よろしくお願いします。

(衛生課長)

よろしくお願いします。

令和8年1月22日に開催いたしました令和7年度第3回温泉部会の審議結果について、ご報告いたします。

お手元の資料4、「温泉部会審議結果（令和7年度第3回）」をごらんください。

諮問事項でございます、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号から第6号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、1月26日付けで知事に答申をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。特にないですね、意見は。ありがとうございます。

以上をもちまして本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

特になければ、以上で本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。